

平成 30 年 11 月市議会 教育厚生委員会資料

第 135 号議案

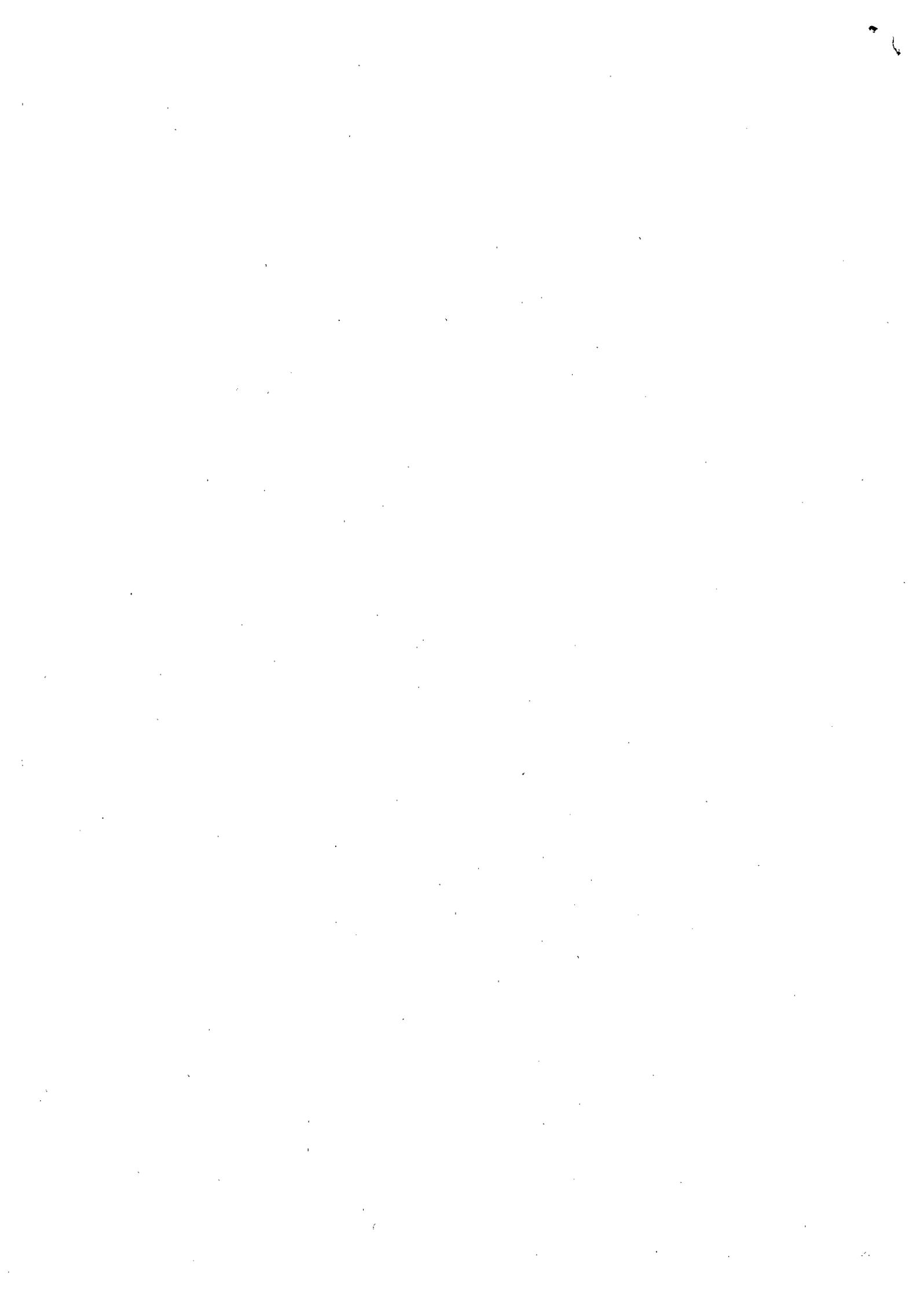
長崎市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

目次

- 1 条例改正の概要…………… P1
- 2 条例の新旧対照表…………… P2

こ ども 部

平成 30 年 11 月



1 条例改正の概要

(1) 改正理由

「学校教育法等の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）」により、「専門職大学等」の制度が創設されることとなった。これに伴い、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）」が一部改正されたため、「長崎市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年長崎市条例第44号）」に定める母子生活支援施設の母子支援員の資格要件に係る基準を改正するもの。

なお、母子支援員の資格要件は、省令で定める基準に従い条例で定めることとされており、その内容も国の基準を一律に適用することが合理性を欠くものではないため、省令の改正内容のとおり改正するもの。

※専門職大学等

「大学制度」の中に位置づけられ、より実践的な職業教育に重点を置いた仕組みとして制度化されたもので、4年制課程の専門職大学と2年制又は3年制課程の専門職短期大学がある。

4年制課程の専門職大学については、前期課程及び後期課程の区分制課程も導入でき、前期課程修了後一旦就職してから後期課程へ再入学することや、社会人が学び直しのために後期課程から入学するなど、多様な学習スタイルを選択することが可能となっている。

(2) 改正の内容

条例第28条に規定されている母子支援員の資格要件について、第1号中の「卒業した者」に「学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者」を含むように変更する。

(3) 施行日

平成31年4月1日

2 条例の新旧対照表

現行	改正案
<p>○長崎市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p>第1条～第27条 (略)</p> <p>(母子支援員の資格)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>(1) 地方厚生局長(厚生労働省設置法(平成11年法律第97号)第18条に規定する地方厚生局長をいう。)又は地方厚生支局長(同法第19条に規定する地方厚生支局長をいう。)の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者</p> <p>(2) ～ (5) (略)</p> <p>第29条～第43条 (略)</p>	<p>○長崎市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p>第1条～第27条 (略)</p> <p>(母子支援員の資格)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>(1) 地方厚生局長(厚生労働省設置法(平成11年法律第97号)第18条に規定する地方厚生局長をいう。)又は地方厚生支局長(同法第19条に規定する地方厚生支局長をいう。)の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者(学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)</p> <p>(2) ～ (5) (略)</p> <p>第29条～第43条 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、平成31年4月1日から施行する。</u></p>